

組合員のみなさまへ

マイナンバー提供のお願い

平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から番号制度が始まり、平成29年1月から共済業務でもマイナンバーを記入する必要があります。

各種の共済組合の手続きのとき、マイナンバーを記入することになります。通知カードは大切に保管しておいて下さい。



1 マイナンバーは今後どう使うの？

平成29年1月から、共済組合の資格取得手続等において、マイナンバーの記載が必要となります。

組合員及び被扶養者の皆さまの個人番号の提供を受け、マイナンバーを書類の受理や情報管理の事務、また情報提供ネットワーク（※）による国、地方公共団体等への情報提供に利用します。

また、マイナンバーは共済業務だけでなく、雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条令で定められた手続きで、共通で使うこととなります。

※ 情報提供ネットワーク

国、地方公共団体、医療・年金保険者等関係機関の間で特定個人情報をやり取りするためのネットワークシステム

注1 組合員証にはマイナンバーは記載されません。

注2 提供を受けた個人番号は、外部と切り離れた強固なシステムにより厳重に管理します。

【個人番号の利用目的について】

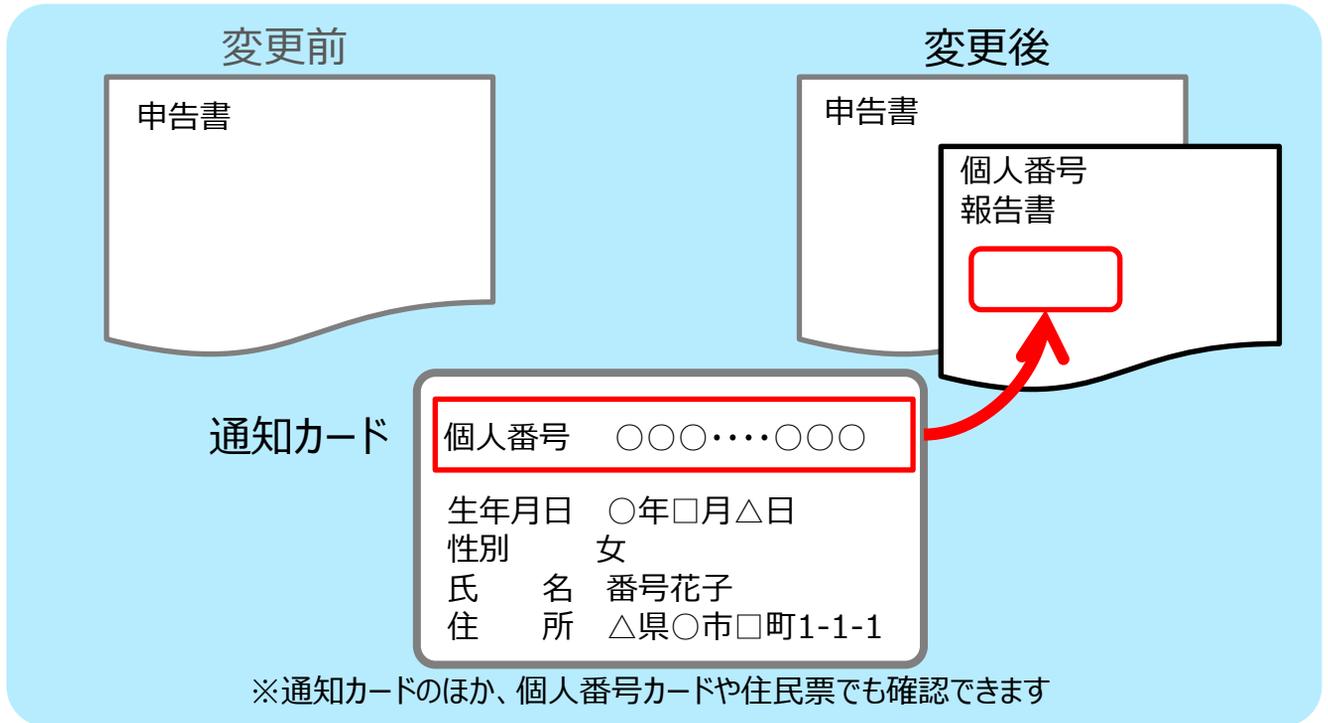
当共済組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」別表第1の24の項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び、39の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」のために個人番号を利用します。

2 平成29年1月から 個人番号欄にあなたのマイナンバーを記入してください

平成29年1月から、組合員の資格取得時、被扶養者の認定申告時に個人番号の記入が必要となります。

申告書と併せて、個人番号を記入した個人番号報告書をご提出ください。

マイナンバーは皆さまの手続きを確実に進めるために必要な事項ですので、ご自分のマイナンバーを必ず記入して下さい。



3 番号制度とは？

社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。
ホームページ内にあるFAQ（よくある質問）もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先

公立学校共済組合 沖縄支部 給付・年金班
資格担当（マイナンバー担当）
電話 098-866-2720

